

仙台市民オンブズマン フォーラム

2015
9/27 sun
[日]
13:00~17:00

入場
無料

仙台弁護士会館4階
(仙台市青葉区一番町2丁目9-18)
※事前申し込み不要

兵庫県の号泣議員の事件(現在公判中)もあり、今「政務活動費(旧・政務調査費)」のあり方が注目されています。

仙台市民オンブズマンは、かつて宮城県の政務調査費の支出の適正をめぐって訴訟などで激しく争った末、平成21年3月、県議会に政務調査費の改革をすることを約束させました。その後、宮城県議会は政務調査費の支出について「後払い方式(会派がチェックした上で適正な支出と認められる場合に支払う)」を導入し、また「政務調査費の手引き」を改訂し使途基準を明確にしました。

これで宮城県の政務調査費は大丈夫と思ったのもつかの間、仙台市民オンブズマンが平成24年度の政務調査費を調査したところ、がく然とする結果が出てきました。

政務活動費とは何なのか。そもそも必要なのか。適切に使ってもらうためにはどうしたらよいのか。宮城県議会の改選期を前に県民の皆様に考えていただきたいと思い、このフォーラムを企画しました。

基調報告

宮城県議会の政務調査費(平成24年度)の実態

政活費をチェックする第三者機関についての調査・報告

パネルディスカッション

●コーディネーター 野呂 圭 氏 仙台市民オンブズマン代表

●パネリスト 若林 雅人 氏 河北新報編集局報道部記者
内田 隆 氏 全国市民オンブズマン連絡会議 事務局
庫山 恒輔 氏 仙台市民オンブズマン
畠山 裕太 氏 仙台市民オンブズマン事務局長



主催 仙台市民オンブズマン

共催 仙台市民オンブズマン・タイアップグループ 問い合わせ先 / TEL 022-227-9900 FAX 022-227-3267



政務活動費のインターネット公開を求めるアピール

本日のフォーラムでは、平成24年度の宮城県議会議員の政務調査費（現：政務活動費）において、玉串料や初穂料など明らかに政務調査と関連しない名目で支払いがされていたことが明らかになりました。また、政務調査の内容が十分説明されていない支出例が多数発見されました。さらに、仙台近郊の高級旅館での一泊研修に多額の政務調査費を支出していたり、年度末に iPadなどの備品を大量に購入するなど、政務調査費の使い切りと考えざるを得ない支出も見つかりました。こうした実態を知り、私たち参加者一同は、政務調査費の使途基準が軽視され続けており、宮城県議会の会派や議員の自浄作用に期待することはできないと感じました。

政務活動費の支払いを第三者の目からチェックする取組みとして、全国における第三者機関についても検討しましたが、大量の資料を一つ一つチェックすることには限界があるうえ、批判的な立場から支出を厳しくチェックすることも困難なようです。

私たち参加者一同は、多くの納税者が政務活動費の支出状況を批判的かつ不斷に監視できる仕組みが必要だと考えます。例えば、高知県議会や大阪府議会では収支報告書、活動報告書、出納簿（会計帳簿）、領収証等がすべてインターネット上で公開されており、これらをインターネット上で公開することは技術面・労力面からも極めて容易であることが明らかとなりました。

そこで、私たち参加者一同は、宮城県議会、仙台市議会をはじめ、すべての政務活動費制度を持っている議会に対し、速やかに、①収支報告書、②活動報告書（政務調査研究について具体的に記載した報告書）、③出納簿又は会計帳簿、④領収証及び支出伝票等の資料をインターネット上で公開するよう求めます。

2015年9月27日

フォーラム「本当に必要な？その政活費」参加者一同

高知県議会 議事録 平成26年8月7日

26.8.7

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、政務活動費について御協議願うため、議長とも協議し、急遽お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めていきたいので御協力願う。

1. 政務活動費について

武石委員長 本日、政務活動費について御協議願うため、お集まりいただいたのは、一つには兵庫県議会議員の件で、政務活動費について国民の関心が高まるとともに、その使い方に対する不信感が募っており、これは本県においても同様であると思われることである。

もう一つには、本県においては、これまで説明責任や透明性の観点から、検討会や各派代表者会などを開き、議員全体でマニュアルを作成し、その都度見直しもしてきた。また、支出について会派でのチェックや議会事務局でのチェックなど、二重のチェックを行い、適正な支出に努めるとともに、収支報告書の閲覧や個々の議員の収支状況のホームページなどでの公表など、透明性を図る取り組みも進めてきたところである。

しかしながら、西岡元県議の件では、政務活動の実態が本当にあったのか、県民の疑惑を招いたところである。

このような状況などから政務活動費に対する不信感が募っており、こうした時期に議会としていま一度、政務活動費のあり方について協議することは、私たち議員自身にとっても必要なことと考え、県民の皆様の政務活動費に対する不信感を払拭するために必要であると感じている。

こうしたことから、委員の皆様を初め、議員の皆様から政務活動費の運用に関して御意見をお聞きし、問題点や課題があれば今後改善に向けた協議をしてまいりたいと存ずるが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、委員の皆様から政務活動費の運用に関して本日御意見をいただき、問題点や課題があれば今後政務活動費について協議していくこととする。

まず、皆様の御意見をいただく前に、高知県議会のこれまでの政務調査費、政務活動費の運用マニュアルについて、議員全員で協議した経過もあるが、もう一度確認の意味で、事務局より簡潔にこれまでの経過を説明願う。

川村総務課長 お手元にお配りしてある資料ナンバー1をごらんいただきたい。政務活動費の変遷ということで、高知県で制度の枠組みを決めて運用してきたものを載せている。

上から二つ目、平成13年に自治法の改正を受けて条例を定めたものであるが、制定経過については、委員長の説明にもあったように、各会派で構成する検討委員会を設けて議員全体の中で条例化に当たっても、検討を進めて運用を始めた状況がある。

次のステップとして、平成21年に運用マニュアルを制定とあるが、平成19年10月から2年度にまたがる形で検討を進めてマニュアルを整備したところである。当時全国的にも定めたところは数の少ない中で先進的な取り組みであったと言える。その際も各会派で構成するマニュアル検討会を立ち上げ、全体の中で整備を図ってきた。マニュアルの中で注目すべき点は、公開する領収書の範囲を10万円以上の旅費等制限があったものを全ての領収書という形に改め、透明性を高めたところである。

平成24年には、部分的にはなるが、費用のかかる海外調査に関しては、事前に調査計画書を議長に提出し、帰って来た後には調査報告書を提出するというルール化も行い、最後に25年の政務活動費への改正の際に改めて各派代表者会で協議を行い、マニュアルの改正等を行った経過がある。経過は以上である。

武石委員長 以上の経過を踏まえ、全国の事例、各委員に寄せられた県民の意見等もあろうかと思うが、ここで委員の皆様の御意見を賜りたい。

中西委員 議会事務局長にお伺いする。

西岡元議員の実際東京で会のあった日とは別の日に、会に行っていたことが2件あったという報告が前にあったが、東京である年1回の議員研修会、各種勉強会、公の全国の都道府県議員を対象にした、自民党の県議もよく行っているが、全国的にそういう会に出席した場合、他県は出席の証明をもらっているか、どういう処理をしているのか。これが一つ。

もう一点、県内で会議に出席する場合、例えば各市町村での道路整備の期成同盟会とか、公の会は主催者に問い合わせればわかるわけだが、これについても出席したという判断が要るのか。

もう一つ大事なのが、政務調査の中で、相手方が公にされると困る調査も当然ある。そういうことへの対応、今は報告書に個別の名前を出す必要はないとなっているが。この3つのケースについて、他県はどうなっているのか。

浜口局長 他県にそういう視点での調査は十分にできていないが、基本的に行った先で名刺をもらうとか写真を撮るといったケースはあると聞いています。ただ、最後の御質問のように企業誘致の関係で活動された場合に、相手方を明らかにすること自体に問題があるかもしれないケースも当然ある。そうした場合の対応についてはケース・バイ・ケース。一般的に、会合の出席に関しては証明をもらっていないのが大勢ではないか。

中西委員 自分の活動については自分のブログで詳細に書いています。ある新聞記者の方から、中西議員は行っているところを毎日書いているから、わかると言わたが、例えば私が政務調査費の報告書を出して、調査があったとき、突き合わせがあったときに、自分のホームページ、ブログに書かれているから本当かなど、今後問い合わせがあったときにどういうことになるのか。あまり細かくいうとそこまで信用できないのかということになりかねない。

浜口局長 一つは、マニュアルに対応してチェックが入る仕組みになっているが、御質問の御趣旨はマニュアルの中に徹底的に証拠めいたものを入れておかなければならないのかということだと思う。出席しているいろいろな報告もいただいている中で、徹底的にやらないといけないというのは資料も膨大になるし、行ったかどうかということを36人の皆様方全員の分を事務局のほうでチェックするのは実際のところ非常に困難である。

いずれにしても、適正に使われているかということをチェックする事務と現に皆さま方が行動している枠組み、その効率というと語弊があるかもしれないが、そのバランスは一定考慮していただく必要があるのかなと。徹底的にやるということになると、いろんなやり方が当然あると思うが。

武石委員長 本日のところは、こんな不信感を持たれているということをまず挙げるということ

で理解いただきたい。

坂本(茂)委員

6月から7月にかけて県政意見交換会で各地区で住民の方と話し合いをしてきたが、これに関する説明に相当な時間を費やすほど質問が出た。

今後の見直しをする上での視点としては、一つは経過の中にもあるように、平成13年から政務調査費が交付されるようになり、それまで12年以前、ない中で議会活動がされていた。13年以降はある中で活動している、その違いが県民にとって政務調査費が交付されるようになって、本当に県民のための政策がより拡充したか、成果が見えたか、疑問を持たれている。ない中でやってきたではないかと。交付されている以上、県政の発展、施策の拡充を図るために調査活動を使っているから、税金から支払われてもいいと県民に納得してもらえる使途の明確化を図らなければならない。中西委員からお話をあった執行の適正化はもちろんあるが、それに加えて政務調査の成果、政務活動の状況が可視化できるマニュアルにしていかなくてはならないというのが一点。

もう一つは、もっと議会事務局がチェックを図れないのかということも言われた。そこで私が説明したのは、事務局は精一杯やっているが、マニュアル以上のこととはチェックできない。マニュアルを決めるのは議員。議員自身がもっと県民に不信感を持たれないようなマニュアルにしていくための議論をこれからしなければならないと思う、それは、今後議運の場でやっていくと説明した。政務調査の成果、政務活動の状況が可視化できるマニュアルの見直し、そのためには証拠書類の添付はもちろん、それ以上に可視化につながる報告書等を添付することをマニュアルの中で位置づけるといった見直しが必要ではないか。

もう一つは、閲覧は可能な状態にしているということであるが、議会事務局に来て閲覧しなくてはならない。なおかつ必要なところをコピー代を払ってもらうことになる。閲覧のアクセスの仕方の多様化を図ってもらいたいということがあった。他県では証拠書類も含めて全てホームページで見られる。委員長がこれまでの改革努力で収支報告書の閲覧もホームページで可能にしてきたということであるが、それは収支報告書の部分だけである。高知県は証拠書類の閲覧はできない。他県ではそれも全てPDFファイルで個人ごとに見れるようになっている。なおかつ欲しいときには、場合によっては、CD-ROM20円、30円で交付しており、それに全部入っている。公開の仕方をあわせて見直しすることが必要ではないかと思う。7月8日だったか、若者と県議会議員の意見交換会で、テレビの報道を見て、高知県の議員もあんなものかと思っていたと言われた。私が話をする中で、高知県はもう少し努力していることがわかったと、そういう話が聞けてよかったですと言われた。この機会にいろんな視点から見直していく必要があるのではないか。

西森(雅)委員

高知県議会として、政務活動費に関しては、運用マニュアルに基づいて運用されている状況である。マニュアルの見直しをするのかどうか、そこだと思う。今、様々な面で事務局等のチェックが入りながら支出をしていている状況であるが、マニュアル以上のこととはチェックできない。ポイントは、マニュアルを見直すかどうかだけだと思う。例えば、食糧費、飲食を伴う会は出さないことはなっていない。うちの会派は申し合わせて出さない形にしている。これなどは、マニュアルの見直しで、出さないことで見直してもよいのでは、一つ具体例を挙げるとすれば。いずれにしても、マニュアルに基づいて全て政務活動の支出は行われているわけなので、ここをどうす

るのかというところだけだと思う。

米田委員

2年間かけて各会派全体でつくり、基本的には、高知県議会としてはマニュアルに沿って一定厳格に対応してきたと思っている。この開催自体どうかと思っていた。一つはそれ。

もう一つは、議会基本条例を決めて、また政務活動費の条例化もされマニュアルもできている中で、厳格に議長先頭に、各会派含めて再度立ち返った対応が必要ではないか。武石委員長が二重のチェックと言われたが、会派と事務局、それなら西岡議員はどうするのか、自民党の責任も大きいわけで。私たちの会派は時々使い方等について団の会で意思の疎通をやっている。繰り返し巻き返しやってきてている。そういう立場を堅持しながらやっていきたい。名実ともに会派のチェック機能もさらに強めていかないと会派としての責任を果たせないのでないかと思っている。議会事務局は本当に丁寧にやってくれているので、それに基づいて、私たちも運用マニュアルを具体化している。

もう一つは西森委員も言われたが、運用マニュアルでどうするか判断すればよいのだが、けさも地元新聞に報道されているように、飲食を伴う会費等について、私たちは、できるということであったが反対をした。これまでも避けてきたわけであるから、すべきでないと。情報交換はきちんとした会でやればよい。県民からしたら飲み食いを伴うわけがあるので、誤解を与えるので、毅然と説明できるような形でやめたほうがよくはないか。その検討は今後してもらったらよい。決めるときに上限1万円という話まで出ていた。何ぼいうたちという話で、今5千円上限ということになっているが、検討するべきではないか。

それともう一つ解釈の仕方でもあり、決して違法ではないが、宿泊費のあり方については、実費という形にするかどうか。いろんなとり方ができるので。マニュアルも両方認めているので。監査請求も出ているので。違法ではないが、誤解を与えないような形に検討したらどうか。

それともう一つ坂本委員も言われたが、成果をどうするかという点では難しい面もある。議会、委員会での政策提言とか直接結びつくものもあれば、日々の活動の中で生かされる面もある。成果という場合に、それぞれ活用の仕方も違うので。基本的には、調査活動で得たものについては、文書にきちんと報告していくと。今もされているが、誰が見ても納得できるような文書報告なり、きちんとできるように検討していただいたら。

西内(健)委員

議会事務局に確認したい。政務活動費が不正もしくは不適切に使われた場合、住民監査請求、住民訴訟が起こった場合、訴えられる相手方は。

浜口局長

執行権者である知事になる。そういうケースがほとんど。

西内(健)委員

そういうことを踏まえて、東京都などでは、外部監査委員による三重のチェックというか、会派、議会事務局、監査委員からのチェックが入る事例もあると聞いている。今回の兵庫県議会のように会派に属していない方々が、事務局のチェックを経ても、個人の説明責任で何とか逃れてきた事例が、今回のような問題を起こしてきた面もあると思うので、外部からのチェックをかませるのも一つの手であろうかと思う。しかし、監査委員の方々の負担の重さとコストの問題もあると思うので、その辺の検討はいかがと思うが、提案として。

武石委員長	意見として、今後協議する。政務調査費のときは主に訴訟の相手方は執行権者の知事であったが、活動費になって議長の責任が明言化されている。それがどうなるか。知事と議長になるか、議長一本になるか。
西内(健)委員	訴訟の相手方が、両当事者になるのか。
武石委員長	活動費になって議長の責任が明文化されているので。
西内(健)委員	わかった。そういう提言である。
梶原委員	先ほどから御意見が出ているように、今後使途の明確化、チェックの強化、公開の仕方あり方について、検討を重ねていかないと認識しているが、今回の事の発端になった <u>兵庫県</u> の場合は、どう考えても年間200回弱の県外出張など、 <u>あり得ない状況を、なぜ議会事務局のチェック体制が整っていなかったのか</u> 。ふだん高知県議会の場合はきっと事務局のチェックをしていただいているので、ああいった事例が信じられないというか、おかしいのではないかと感じた。事務局のチェック体制は全国的に見てどういうところになっているのか。高知県の場合、かなりしていると思うが、議員個人の責任でという形でなければ、今回のような問題にはなっていないと思うが。全国的な状況をわかる範囲で教えていただきたい。
浜口局長	再三事務局がよくやっていると、お褒めの言葉をいただいているが、基本どこの事務局も高知県と変わりなく厳密にやっていると思っている。ただ構造的な話をするとき、マニュアルに基づいたことはどの県も徹底的にやるはずである。マニュアルに書いていないことまではお聞きしませんというのが、 <u>それ以上はプライバシーの問題であり、活動のマル秘の部分であるから、そこまでは入りません、入れません、そのスタンスで全国共通の動きをしている</u> と思っている。
加藤委員	確認であるが、今回 <u>兵庫県</u> の事例が事の発端になったと説明が委員長からあったが、もし仮に我々が <u>兵庫県</u> と同じようなあり得ないような出張を繰り返して報告をした場合、高知県議会としては、どういった対応になるのか。
浜口局長	兵庫県も同じことだったと思うが、領収書を添付するなど一定の説明責任を果たすよう強く申し入れると思うが、同時にマニュアルにルールとしてこれでよいということになれば、それ以上のものについては、本人に寄り添う形でのアドバイスという形になる。限界としてはそこまで。マニュアルにもとる行為についてはだめと申し上げるが、その範囲の中で不透明性があるというその一点については、だめとまでは申し上げられない。
坂本(茂)委員	それに関連して、これも県民からの意見であるが、1年に1回の精算報告という形で、事務局はチェックしていると思うが、それをせめて四半期ごとに報告する、チェックすれば、その途中の段階で不適正な使用、出張が繰り返されていれば、その段階でこれはいかがなものかといったチェックもかけたりできるのではないか。1年に1回ではなくて、四半期ごと、あるいは可能であれば1カ月ごとにするべきではないかという意見もあった。ただ、そうなったときに、交付が四半期ごとのことで、使わなか

った分は翌月どうするのかという問題も出てくるので、それはきちんと繰り越して使用可能にすればよい。途中途中で厳密なチェックをかける方法も必要ではないかという意見も出ていたので、マニュアルの見直しの中で、チェックのかけ方も含めてきちんと見直していくべき。それは前回と違つて公開でやるようにするべき。前回は非公開だったので。

武石委員長

私も全議の研修、全国議員研修には毎年行っているが、数年前、政務調査費の時代に全国的に問題になったことがあった。特に大阪などは、もめていた印象があつて、その研修でも分科会の一つに政務調査費の使途基準についてというのがあって、それに入った記憶があるが、そのときに非常に印象に残っている不正な使用は、広報誌を議員が出してそれに後援会、特定政党の名前が入っているもの。それは法的にもだめということになり、そういう文言は政務調査費を使った広報誌には入れたらいけないといった見直しを記憶している。その他いろいろ全国の事例をパネラーが出して、いろんな協議をした。あれでだいぶ政務調査費の使途基準については軌道修正されたという印象を持っていたが、兵庫県の事例は特異で常識では考えられない。皆さんおっしゃるように、高知県はちゃんとやっているというのは私も実感としてそういう印象を持っている。きょうはキックオフで、いろんな意見を出していただき、次回具体的にこの問題をどうするのかということをやっていきたいので、きょうは時間の制限もあるかと思うが、次回から協議するテーマについて今のようにお話をどんどんいただいたらと思う。

横山副委員長

今までの皆さん方の話と同じような形かもわからないが、政務活動費については、議員の責任とモラルで使わなくてはならない。そのことが十分でなかつたということが、兵庫県議会だけでなく、高知県議会の中にもあつたということを我々も反省を交えて、政務活動マニュアル等について検討していかなくてはならないと思う。その中で先ほどの飲食費については、いろいろ議論した中で5千円以下については支出してもよいのではないかという形になっているが、うちの会派としては出さない方向で取り組んでいる。また、マニュアルの中でいろいろ報告事項等があるわけであるが、僕は箇条書きで報告しているほうである。もう少し詳しくという話があるが、マニュアルの中でどのように詳しく書くのか、ある程度皆さんが全体的に使えるような形式等について整理して、その方式でやっていくというのがお互い共通のルールなので、よいのでは。実際それぞれ個人の立場で報告書を出しているので、報告の形態が違うので統一化することもよいのではないかと。

土森委員

段々の御意見が出たが、私は一番古いのでこのことについて少し経過も話しておく必要があるだろう。当然のことながら、兵庫県のあいう問題が出た、それによってうちもマニュアルはこれでよいのか、そういう問題が提起された。その中身については今後議論していく、改正すべきところは改正していくことになっていく。

ただ政務調査費の使い方について、13年に作成された。僕は委員長だった。このとき、全議で示された案を中心にやってきたが、全国47都道府県、すべて政務調査費額が一緒か、一緒じゃないね。我々は28万。徳島県が一番低いかな。60万、それ以上ある県もある。それならばらばら。では、28万をいかに有効に使うか。議員として議員活動をしていくために県民に対してどういう仕事ができるのか、議会としてどういうことを示せるのか、こういう議論もうんとあった。結論として、個人と会派で半々に分けた。会派14万、個人14万で28万。これをどう使うかということになった。このと

きにもいろいろ議論があった。宿泊費のことも出た。郡部の議員はどうするか、議員宿舎をつくってもらうのが一番よいという話があった。今度のような問題が出てきた場合、不透明と言わぬかねない、しかしまニュアルに書く必要がある。議員宿舎のことも財政的に厳しいということでやめた経緯がある。それにかわる対応としては宿泊費、旅費の問題があった。そういったことで領収書が必要ないマニュアルになっていた。いろいろ議論して、我々は公費なので、県民の皆さんに議員が本当に仕事しているか、透明性高めるためマニュアルをつくった。

その後21年で、改正したわけだ。ここでもいろいろ問題があるところで整理して、改正した。それで、また活動費になって再度改正し、今に至る。

兵庫県の例は異例中の異例、あんなことをしている県があるのかと。高知県の場合は、一つ一つそのときそのとき整理をして、政務調査費をいかに透明性を高めて使うかと。そういうことで、議会としては御承知のように議員提案の条例も随分出した。1本の条例をつくるのに1年ではできない。長いときには2年かけてやらないといけない。それに対して条例のチームはそれに没頭してやらないといけない。当然のことながら、議会事務局や執行部の意見を聞きながら。議会が県民に執行部と違う形で政策提言をしていく、条例をつくりしていく、そういうことも真摯にやっている。全国でも条例提出件数、上位のほうである。それも政務調査費を使用させていただいてやっている。

マニュアルを見直す点は当然見直さないといけない、県民から不信感を持たれるような状態ではいけない。そういうことも含めながら、今後武石委員長を筆頭に各会派に持ち帰ってどこをどう変えるべきか、新しく追加をするべきものがあればしていく。ただ、きょう降って湧いた問題ではない。高知県議会は、そういう面では他県と違った政務調査費の使途を整理して今までやってきた。間違いない事実だと思う。それぞれモラルの問題等あるかもしれないが、それはお互い信頼して、自分の責任あることだから、それはそれでやってきた。皆さんそうしてきた。そういうことも一つの参考意見として聞いていただきたい、次の段階にしていただきたい。

武石委員長

それぞれ委員全員の御意見を賜った。きょうお出しいただいた事項については次回より協議をするが、会派に一旦持ち帰っていただいたら、また議員個々のいろんな御意見もあろうかと思うので、きょう出た御意見を膨らませていただき、次回それについて協議を始めたいと思う。

本日提案された内容をおさらいしておきたい。まず、マニュアル自体を見直す必要があるのではないかという御意見。どこを見直すのかは、今後の協議。皆様から出された課題をもとに見直しが必要かどうか検討していくこと。次に、報告書を充実させるべきではないかという御意見。閲覧しやすくすべきという公開の仕方についての御提言。宿泊費についての課題。チェック機能。議会事務局は十分やってくれているが、そのチェック機能はどうなのかという御意見があつた。大くりでいうと、そういったところである。

一旦会派に持ち帰っていただき、次回の協議にしたい。また各派代表者会の場などでも御議論いただき、高知県議会としての姿勢を明らかにしていきたいと思うのでよろしくお願いする。

坂本(茂)委員

議論の仕方であるが、先ほど私が言ったように、例えば議会運営委員会、公開の場でやっていくのか。そのところどうされるのか。

武石委員長	基本は議運でやるが、必要に応じて各派代表者会にも御協議いただきながら、こうでなければならないと決めるつもりはない。
西森(雅)委員	前回は、小委員会であったが。
武石委員長	活動費が導入されるときは、各派代表者会で。
坂本(茂)委員	そうではなく、 <u>マニュアルのとき、マニュアル策定委員会を議運の指名でつくったが、そのときは非公開であったので問題があると思う</u> 。もし、今後委員会を別途つくるにしても、各派代表者会なり、前回同様に策定委員会のような形になると、非公開ということになれば私は課題があると思うので、 <u>基本は議運で公開</u> ということでやつていただきたい。もし別途検討会を策定するにしても、そこでの議論は公開でやるべき。
武石委員長	そういうた基本スタンスで皆さん御異論はないだろう。基本は議運でやるとして。議運のほうから各派代表者会を開いてくれという権限はないので、基本は議運でやることでよいと思う。
土森委員	県民にわかりやすい透明性あるマニュアルをつくることが目的。つくり上げていく段階で全部公開ということにするのか。物事には筋道というものがある。いいものをつくるため、基本は公開だが準備段階がある。その辺は良識の範囲でやったほうがよい。
武石委員長	<u>基本は議運で、公開ということになる</u> 。そのように御理解いただきたい。 本日の議題については一旦会派に持ち帰り、そのほか御意見があると思うので、今月の15日金曜日までに、事務局に提出願う。それを受け、正副委員長で課題や問題点を整理し、できあがったものを各派に回し、今議論になったが、各派代表者会にも諮りながら、基本は議運で協議を進めていきたいと存ずる。 この件について、それでよろしいか。
	(異議なし)
2. その他	
(1) 議会運営委員会の調査出張	
武石委員長	次に、議運の調査出張についてである。 この件については、2ページの資料2のとおり正副委員長案を作成したので、その内容を事務局に説明させる。発災時の議員の行動マニュアルについての視察である。
	(川村総務課長、説明)
	<ul style="list-style-type: none"> ・9月9日は宮城県の市町村議会についても訪問できないか問い合わせたが、議会中のため日程がとれなかった。 ・9月8日の岩手県議会と9月9日の宮城県議会の訪問では議会事務局に話を聞くとともに議員に当時の経験について話を聞く。 ・次回の議運で岩手県と宮城県にどのような話を聞くか協議するので、事前に各県に照会した組織体制や議員の活動についての手元の資料を参考に。

- 武石委員長 それでは以上の案について、何か意見があるか。
- (な し)
- 武石委員長 それでは、正副委員長に詳細については一任願う。
- (2) その他
- 武石委員長 次にその他であるが、浜田議長より報告がある。
- 浜田議長 西岡元県議の政務活動費の調査について、折に触れて議運でも報告させていただいたところである。前回も引き続き調査を行うと報告させていただいたが、6月以降の状況について、本日改めて報告させていただきたい。7月中旬と昨日8月6日、議会事務局を通じて秘書の横山氏と連絡をとり、確認したところ、西岡元県議は現在も引き続き県外で療養中ということである。これまでこの場で報告してきたが、本人と面談をして調査への協力を求めていくことには変わりはない。議会への来訪が遅いようであれば、こちらから面談の申し込みを行っていくという形は今後とも継続していきたい。
- 武石委員長 本日の協議事項は以上である。
次回の議運は、南海地震発生時における議員活動指針の見直しについて、8月18日(月)午後1時から開催予定となっている。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。

高知県
議会運営委員会議事録

26. 9. 18

4. 政務活動費の運用のあり方について

武石委員長

次に、20ページの資料12、政務活動費の運用のあり方についてである。

このことについては、9月11日に開催された各派代表者会で、政務活動費の検討作業の進め方などについて協議いただいた。

その結果、検討作業の進め方については、自民党からは2人、一人会派を含めた各会派からは1人の代表者で構成する検討会を設置し、検討作業を進めていくことになった。

その委員については、各会派からの届け出があり、20ページのとおりとなった。

また、今後の進め方としては、先月に各会派から提出された政務活動費の意見を21ページのとおり項目ごとに整理してあるので、この項目ごとに協議を行い、結論が得られた項目から速やかに議運へ報告し、議運で協議・決定を行うことで、見直し内容をいち早く運用につなげていくことになったが、以上のとおり進めていくことでのいかがわ。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

5. 「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについて

武石委員長

次に、22ページの資料13、「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについてである。

先週の岩手、宮城両県への調査出張はお疲れさまでした。

両県で聴取した事項等を踏まえて、当初の予定どおり年内を目途に、この見直し作業を進めていきたいので御了承願う。

(了 承)

武石委員長

本日は、見直し作業の具体化に向け、主な検討項目について協議願いたい。

まず、資料について事務局から説明させる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長

年内を目途に見直し作業を完了したいので、14日閉会日の午後にも正副委員長案を皆さんにお示しし、執行部にも同席いただきて、最終案に取りまとめていく作業をしたい。そのため、本日この場でお示しした資料22、23ページの内容に基づいて御意見があれば賜っておきたい。東北両県では大震災を経験した議員の皆さんから生々しい実体験に基づく貴重な証言を数多くいただいた。それについては、A3のペーパーにまとめている。黒い網掛けをした部分が新たに東北で聴取して書き加えた内容である。そこでお諮りしたいのは、まず体制案。22ページの案1から4。皆さん東北に行かれてどのように感じているか。1案は2段階方式。まず議会災対本部を立ち上げておいて、特別委員会に移行する。災対本部は自動的に立ち上げ。第2案は会期中であれば特別委員会を即時設置する。あるいは閉会中であれば議会災対本部を立ち上げ、特別委員会に移行する。案1も踏まえた内容である。現行方式は、御存じのとおり各派代表者会を開いて、状況に応じて組織体制を検討する。4はその他の案があれば。あくまでたたき台をつくるためであり、現時点での御意見をいただきたい。

高知県議会運営委員会

平成26年10月14日

26.10.14

武石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。

中西委員が所用のため若干遅れるという連絡があつてるので、ただいまから開かせていただく。

本日は、「南海地震発生時における議員活動指針の見直し」及び「政務活動費」について御協議願うため、お集まりいただいた。なお、「議員活動指針の見直し」に関して、執行部にも出席をいただいている。それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 政務活動費について

武石委員長

まず、政務活動費についてである。

政務活動費については、検討会を設けて運用のあり方を御協議していただいているが、先週10月7日の第2回検討会で、検討結果がまとまった事項があるということなので、検討会の座長である土森委員から報告をいただき、その後に報告を受けた事項の取り扱いを協議し、本日、決定できるものは決定をしたいと思う。では、土森委員、報告願う。

土森委員

それでは、政務活動費の運用のあり方に関する検討会において方向性がまとまった事項を報告する。検討会は、9月24日、10月7日、2回にわたりて行っている。

お手元の資料1をごらんいただきたい。きょう御報告できる事項は3点である。

(1) 収支報告書等のホームページでの公開

土森委員

まず第1点目だが、収支報告書等のホームページでの公開である。公開の対象は、26年度の政務活動費に関する書類で、現在も閲覧の対象となっている収支報告書、領収書、その他の証拠書類、主要な政務活動の内容を記載した書類と、これに新たに会計帳簿を加えて、平成27年の閲覧開始日、つまり27年7月1日から公開することが適当ということとで、意見の一致をみたところである。その内容等について、少し報告をする。

まず、会計帳簿の追加であるが、会計帳簿は、出納管理のために作成の義務づけをしていたが、閲覧には供していないかったので、これを機会にして、関係書類すべてを県民にお示しすることで、政務活動費の運用の透明性をより高めていくということである。

次に、公開の対象と公開の時期であるが、会計帳簿を公開の対象に加えるためには、政務活動費の条例の改正をし、会計帳簿を提出書類に位置づけることが必要となるので、条例改正の手続などを考慮して、27年度からの実施が適当と判断したものである。

なお、都道府県レベルでは、収支報告書、会計帳簿、これらすべてをホームページ上で公開している議会はいまのところないので、高知県が初めてということになる。つまり、全国で初めてということである。

(2) 収支報告書等のCD-Rでの提供

土森委員

2点目だが、ホームページで公開する情報を、CD-Rで提供することである。県の情報公開制度で、請求者が希望すれば、電子データをCD-Rで交付することとなっているので、ホームページへ掲載したデータについては、情報公開制度の枠組みの中で、同様の対応を図ろうとするものである。

(3) 飲食を伴う会議等の会費への充当の廃止

土森委員	<p>最後になるが、<u>飲食を伴う会議等の会費への政務活動費の充当を、平成27年度から廃止する</u>ものである。この制度は、平成25年度に政務調査費が政務活動費に改められた際に充当を可能としたものであるが、県民の目線から見ると、無駄な公費ではないかという見方もある、そういうことで、今回、廃止が適当と判断したものである。</p> <p>これまでの2回の検討会で、方向性がまとまったものは以上であるが、兵庫県議会議員の事件を契機として、政務活動費のあり方が問われる中、県民の皆さんに対して広く情報を公開することで、説明責任や政務活動費の透明性を高めることにつながるものであるので、ぜひ実施の決定をいただきたいと考えている。</p> <p>なお、資料1の2ページ以降は、公開の対象となる主な文書を参考として添付しているので、お目通しいただきたいと思う。</p> <p>なお、以降のことについては、なお検討会を開催し、委員で調整協議をしていきたい。3回目は、明日15日に開催をするということになっているので、つけ加えて報告をさせていただく。以上である。</p>
武石委員長	<p>それでは、ただいま土森座長より御報告いただいた事項について協議を行う。質問や御意見があればどうぞ。</p>
坂本(茂)委員	<p>異議ない。</p> <p>ただ、例示として参考資料がつけられているが、これは今後の検討会の見直しによって、またかわってくる部分があるので、これが全てではないということは了解しておいていただきたい。</p>
武石委員長	<p>これは様式を示したということ。</p> <p>それでは、これらの実施に関して事務局から何かあれば、どうぞ。</p>
川村課長	<p>お願いである。</p> <p>先ほど座長のほうから御報告いただいたて、委員にも内容を御確認いただいたわけだが、来年度、こういうふうにホームページで公開をしていくということになっていくと、26年度は対象であるので、今年度の政務活動費の書類もろもろ、ふだんからお願いはしているが、適当な時期に、できるだけ事務局に、その都度都度というか、一定の時期に早い段階で御提出をいただけたら、事務作業のほうが順調にいくので、それもまたよろしくお願いしたいと思う。とりあえず以上である。</p>
武石委員長	<p>それでは、報告いただいた内容については、県民への説明責任を含め、政務活動費の使途の透明性を高めるためのものであるので、検討会から報告のあった内容で見直し等を行うこととしたいが、御異議ないか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
武石委員長	<p>それでは、さよう決する。</p>
武石委員長	<p>2. 「<u>南海地震発生時における議員活動指針</u>」の見直しについて 続いて、「<u>南海地震発生時における議員活動指針</u>」の見直しの協議に移りたいと思 う。</p>

26.8.7

資料No.1

政務活動費の変遷

平成12年 地方自治法の改正により、「政務調査費」の制度化(H13年4月1日施行)

一 制度化の趣旨 一

地方分権推進一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大。地方議会が担う役割がますます重要になる中、議会の活性化を図るために、審議能力の強化が不可欠であることから、議員の調査活動基盤の充実強化を図る。

※ 政務調査費の制度化以前は、地方自治法第232条の2の規定に基づいて、会派に対して補助金を支給していた。

平成13年 「高知県政務調査費の交付に関する条例」施行

一 制定経過 一

全国議長会作成の条例（案）を基に、各派で構成する「条例化検討委員会」を設け、条例案及び規程案を作成。議会運営委員会の決定を得た後、2月定例会に議員提案で条例案を提出、可決。（規程は条例の制定を受け告示）

※交付対象及び交付月額は、現行に同じ。

平成21年 「政務調査費運用マニュアル」を制定

一 制定経過 一

・平成19年10月

議会運営委員会で、全国の状況等を踏まえ、各派で構成する「政務調査費マニュアル検討会」を設置して、マニュアル作りに着手することを決定。

・平成20年7月

検討会報告書に基づくマニュアル案を議会運営委員会で決定。7月定例会に条例改正案を議員提案、可決。（規程改正と併せ、20年9月1日施行）

・平成20年12月

検討会の継続検討による報告を受け、「公開する領収書の範囲」及び「マニュアル施行日」を議会運営委員会で決定。12月定例会に条例改正案を議員提案し、可決。（規程の改正と併せ、21年4月1日施行）

※公開する領収書（支払証明書を含む。）の範囲を拡大

改正前…食糧費（5千円以上）、委託経費（10万円以上）、旅費（10万円以上）

改正後…全ての領収書

平成24年 海外調査に係る運用の透明性の確保

海外調査の透明性を高めるために、議長に対する事前の「調査計画書」及び事後の「調査報告書」の提出をルール化。（議運決定で、25年度から実施）

平成25年 地方自治法の改正により「政務活動費」に名称変更

一 自治法の改正趣旨 一

対象となる議員活動の範囲の明確化（使途範囲は変更なし。）

※調査研究→ 調査研究その他の活動

同年 高知県の条例、規程、運用マニュアルを改正

一 改正経過等 一

議会運営委員会で決定した条例改正案を12月定例会に議員提案で提出、可決。

運用マニュアルについては、各派代表者会による2度の協議を経て、3月定例会の議会運営委員会で改正を決定。（条例、規程と併せ、25年4月1日施行）

高知県の改正点

○対象経費を条例に規定することによる透明化（それ以前は、規程事項）

○飲食を伴う会議等（範囲限定）への参加経費を追加（上限5,000円）

26.9.18

資料No. 12

政務活動費の運用のあり方に関する検討会（仮称）委員名簿

(H26.9.17)

会派名	議員名
自由民主党	弘田 兼一
自由民主党	土森 正典
南風（みなみかぜ）	ふあーまー土居
県政会	横山 浩一
公明党	西森 雅和
みどりの会	高橋 徹
県民クラブ	坂本 茂雄
日本共産党	米田 稔

政務活動費の運用についての各派意見

項目		意見の要約（趣旨が同じものは一本化）
1	マニュアルの見直し方 法（検討作業の進め方）	<ul style="list-style-type: none"> ○各派代表者会で整理したうえで、議運で協議、決定 ○小検討会で見直しの是非や内容等を検討、その報告を踏まえて議運で決定（マニュアル作成時と同様の進め方）
2	政務活動費の支給方法	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象（会派及び個人）の一本化 ○四半期毎の請求の際には、前四半期の収支報告書と証拠書類を添付
3	活動記録簿の提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ○政務活動記録簿を月毎に提出
4	宿泊料	<ul style="list-style-type: none"> ●現行どおり定額支給 ○定額は2県のみ。世論の見方も考慮した検討が必要。 ○実費支給とする。 ○実費又はパック料金とする。
5	飲食を伴う会費	<ul style="list-style-type: none"> ●現行のままで、県民に説明できるような使い方をする。 ○廃止（使用しない。支出しない）の方向で検討
6	按分の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○按分支出の合理性の検討
7	報告の充実	<p>報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動の記録を「いつ、どこで、誰と、何を」というようにワンペーパーでその都度作成するなどの工夫 ○文書による報告の順守（感想、学んだこと、議員活動や県政政策にどう生かしていくかなど。） ○活動内容の具体的な説明（説明内容の充実と統一化） ○詳細な報告書の添付 <p>添付（証拠）書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名刺を添付するなど、面談者等をできるだけ示す。 (義務づけはしない。) ○政務活動記録簿の「活動内容等の詳細記入」と「調査先等」を証明するものの添付 ○領収書と裏付ける成果品（広報誌、搭乗券、宿泊確認書など）の可能なものの添付
8	情報公開	<p>公開方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ上で収支報告書等を公開 ○ホームページ上で収支報告書と証拠書類も全て公開 <p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CD-R等で提供する。 ○コピーとCD-Rいずれかで提供できるようにする。
9	チェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ●チェック体制は現在の方法等でよい。 ○チェック機能の充実を図る。

政務活動費の運用のあり方に関する検討会 第2回会議の決定事項

1 収支報告書等のホームページでの公開

○公開の対象

平成26年度の政務活動費に係る次の書類

- ・収支報告書
- ・領収書その他証拠書類
- ・主要な政務活動の内容を記載した書類

現行の閲覧対象

+

- ・会計帳簿（出納簿） 新たに追加

※会計帳簿は、条例を改正して提出書類に位置付けたうえで公開

○公開の時期

平成27年の閲覧開始時期（平成27年7月1日）

【参考】 上記全てをホームページで公開するのは、都道府県では初めて

2 収支報告書等のCD-Rでの提供

情報公開条例に基づく請求があった場合は、ホームページで公開する文書をCD-Rで交付（提供）。

※開始時期…平成27年7月1日

3 飲食を伴う会議等の会費への充当の廃止

飲食を伴う会議等の会費へは、平成27年度から政務活動費を充当しないこととする。（マニュアルを改正）

収支報告書（記載例）

参考資料

(別紙)

平成 26 年度政務活動費収支報告書

議員名

○○ ○○

1 収 入

政務活動費 1,680,000 円

2 支 出

(単位:円)

経 費	金 額	内 訳
1 調査研究費	300,100	調査旅費 280,000円 他
2 研修費	133,060	○○研修会参加経費 70,000円 他
3 広報広聴費	250,000	県政報告書印刷代 200,000円 県政報告書送付代 50,000円
4 要請陳情等活動費		
5 会議費	37,000	○○等会場借上代 28,000円 他
6 資料作成費		
7 資料購入費	280,000	書籍購入費 50,000円 新聞購読料 100,000円 他
8 事務所費	205,000	事務所賃借料 72,000円 管理運営費 75,000円 他
9 事務費	76,000	携帯電話利用料 46,000円 事務用品 30,000円
10 人件費	400,000	事務補助職員 400,000円
合計	1,681,160	

3 残 余

0 円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

領収書その他証拠書類（例示）

年度区分	整理番号
平成26年度	7

議員名 ○○ ○○

政務活動費支出伝票（議員用）

金 62,325 円	支出年月日 26年 5月 30日
------------	------------------

①調査研究費 ②研修費 ③広報広賛費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費 ⑥資料作成費 ⑦資料購入費 ⑧事務所費 ⑨事務費 ⑩人件費

内 容 調査に係る旅費（5月分）

領収書等貼付（重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。）

旅費59,325円+参加料3,000円=62,325円

平成26年5月9日

領 収 書

○○ ○○ 様

金 3,000円

ただし、○○○○講演会参加料として

東京都○○区1-2-3

△△ △△ 印

印

領 収 書

金 1,000円

平成26年5月3日

桂浜○○駐車場

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書

料金所(自)

料金所(至)

14年 5月5日

8時30分

通行料金 ￥800-
(ETCクレジット)

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書

料金所(自)

料金所(至)

14年 5月5日

16時10分

通行料金 ￥800-
(ETCクレジット)

記載例

政務活動記録簿

会派 個人)

※1 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、按分計算の結果を記載すること
※2 県外へ出張した場合は県内で宿泊した場合は、別紙「旅費計算書」を添付すること

〔3〕領収書等は裏面に貼付すること

要請陳情等活動費は「要」と記載
広報費は「広」

政務活動記録簿兼旅費計算書

議員名 ○○ ○○ 印

調査期間	5月9日			
調査先等	東京都虎ノ門センター ○○講師			
場 所	東京都虎ノ門			
活動内容等	○○○○○講演会参加。分科会で高知県の課題である○○問題についての最新の事例について意見交換、協議をした。			
活動に要した 経 費	利用区間 自家用車 (29円/km)	鉄道賃等	航空賃	金額(円)
	自宅～高知空港 14.2km×2			812
	高知空港～羽田空港 23,650×2			47,300
	空港～浜松町 490×2			980
	浜松町～永田町 310×2			620
	旅行雑費 1,200 (東京都区内)			1,200
	その他 講演会参加料			3,000
	合 計			53,912
備 考				

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)

※領収書等は裏面に貼付すること。

主要な政務活動の内容を記載した書類

平成〇〇年度調査研究活動実績

議員名 ○○ ○○

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は次のとおりです。

1. ○○○○についての調査研究

xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx。

2. ○○○○対策についての調査研究

xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx。

3. ○○○○政策についての調査研究

xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx。

※文章形式、箇条書き形式など形式は自由です。

会計帳簿（出納簿）（記載例）

平成 26 年度 政務活動費出納簿

議員名 ○○ ○○

整理番号	月日	項目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
	4/16		政務活動費 1／4半期分	420,000		420,000
1	4/30	資料購入費	○○新聞代 4月分		3,000	417,000
2	4/30	事務所費	事務所家賃 4月分		6,000	411,000
3	4/30	事務所費	事務所管理運営費		6,250	404,750
4	5/1	調査研究費	○○調査旅費		50,000	354,750
5	5/10	事務費	事務用品代		5,000	349,750
6	5/10	広報広聴費	県政報告書印刷代		200,000	149,750
7	5/30	調査研究費	調査旅費(5月分)		62,325	87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425
						87,425

26.12.10

資料No.3

高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 日提出

高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高知県政務活動費の交付に関する条例（平成13年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「支出に係る」を「支出に係る会計帳簿及び」に改める。

第13条の見出し中「閲覧」を「公表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、前項の規定により保存されている収支報告書等（当該収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。）を高知県議会のホームページにより公表するものとする。

第13条第3項中「前項の」を「前項の規定によるほか、」に、「収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報を除いたもの」を「第1項の規定により保存されている収支報告書等」に改める。

別表第2事務所費の項中「事務所の」を「事務所及び宿所の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2事務所費の項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成26年度分以降の政務活動費について適用する。

3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成27年4月1日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、政務活動費の使途の透明性をより確保するため、議長に提出する収支報告書の添付書類として会計帳簿の写しを追加するとともに、収支報告書及びその添付書類を議会のホームページにより公表することとする等必要な改正をしようとするものである。

新
高知県政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（收支報告書）

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を、議長が定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が消滅したときは、前項の規定にかかるわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの收支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかるわらず、議員でなくなった日の属する月までの收支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（收支報告書）

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を、議長が定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が消滅したときは、前項の規定にかかるわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの收支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかるわらず、議員でなくなった日の属する月までの收支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議

新
高知県政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（政務活動費を充てなければならない経費の範囲）

第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（收支報告書）

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を、議長が定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が消滅したときは、前項の規定にかかるわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの收支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

長に提出しなければならない。

- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 政務活動費の支出に係る会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し

(2) 主要な政務活動の内容を記載した書類

(収支報告書等の写しの送付)

- 第11条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。

(収支報告書等の保存及び公表)

- 第13条 第10条の規定により提出された収支報告書等の保存期間は、5年間とする。

- 2 議長は、前項の規定により保存されている収支報告書等（当該収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。）を高知県議会のホームページにより公表するものとする。

2 何人も、議長に対し前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができます。

- 3 議長は、前項の請求があつたときは、第1項の規定により保存されている収支報告書等を閲覧に供するものとする。
3 議長は、前項の規定によるほか、請求があつたときは、第1項の規定により保存されている収支報告書等を閲覧に供するものとする。

別表第2（第9条関係）

長に提出しなければならない。

- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し

(2) 主要な政務活動の内容を記載した書類

(収支報告書等の写しの送付)

- 第11条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

- 第13条 第10条の規定により提出された収支報告書等の保存期間は、5年間とする。

2 何人も、議長に対し前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができます。

- 3 議長は、前項の請求があつたときは、第1項の規定により保存されている収支報告書等を閲覧に供するものとする。

別表第2（第9条関係）

経費	内容
略	議員が行う活動のために必要な事務所及び直所の設置及び管理に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所及び直所の設置及び管理に要する経費
略	略

経費	内容
略	議員が行う活動のために必要な事務所及び直所の設置及び管理に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所及び直所の設置及び管理に要する経費

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2事務所費の項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成26年度分以降の政務活動費について適用する。

3 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成27年4月1日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

26.11.28

「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」の協議経過及び決定内容

26.11.28

資料No.7

H26.11.28

検討事項	提案の趣旨等	提案に対する意見	検討会の結論
①情報公開 ・ホームページで収支報告書等を公開 ・CD-Rでの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閲覧に供しているものは、全てホームページで出したらいよ。(遠の方は閲覧に来ることができない。) ○ コピーとCD-Rいずれかで提供できるようにする。 ○ 既に閲覧に供している25年度分から公開してもよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民にどんな活動をしているのかを示していく。 ○ 会計帳簿を非公開にする必要がない。併せて公開したらよい。 ○ 会計帳簿は収支と一致するので、この際公開したらどうか。 ○ 条例や法律一般的には遅らないので、次の4月1日から適用したらどうか。 	25年度分からホームページで公開し、CD-Rでの情報公開で開示請求が求められた場合は対応
②飲食を伴う会費 ・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に疑問視、批判が出ている。要望の聴取などの理屈はあっても、交流、懇親が主であり、公費を充てるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政務活動費への充当実績もごくわずかであり、廃止が適当。 	平成26年度から政務活動費を充当しない
③支給方法 ・支給対象を会派又は議員へ一本化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判例の解説等には、会派と個人の両方への支出は適当でないとの見解がある。 個人一本化して、会派用務は個人から出し合って執行したらどうか。 ○ 会派一本化すれば、チェック機能が働くので良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会派で研究も行っており、現行が合理的。 ○ 会派活動と個人活動がそれであるので、現行で。 ○ 会派と個人とに分けた方が、説明がしやすい。 	現行どおり
④按分方法 ・合理性ある按分率へマニュアルを見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の按分基準に合理性があるかどうかが分からないため、マニュアルの見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人毎に状況が違うので境界が難しい。マニュアルの基本的考え方で説明責任が果たせるので問題ない。 ○ 現行マニュアルは、全国議長会の考え方を踏まえたもの。 	現行どおり
⑤チェック機能 ・第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民から第三者機関を設けてはどうかという意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査委員による監査を受けている。 ○ ホームページでの公開によって、県民による厳しいチェックがされることになる。 	現行どおり
⑥四半期毎の収支報告 ・四半期毎の後払い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使った分だけ交付する精算払いにすればとの県民の声もある。返還の作業も無くなる。 ○ きめ細かく出せば事務局もチェックしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3ヶ月毎に決算をしていたら、作業が大変になるし、会派としても使いづらくなる。 ○ 事務所費や人件費などの(立て替え)支出は厳しい。 	現行どおり
⑦政務活動記録簿の毎月提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の活動を早く県民に知って貰いたい。 早期提出の方法について議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開は別問題。事務局が早くチェックできるように(早期提出の)努力をするようすればよい。 	現行どおり
⑧報告の充実 ・報告内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いつ、どこで、誰と」は報告の中にあったほうが良い。パターンがあれば報告しやすい。 個人情報は事務局がチェックしてくれる。 ○ 政務活動が妥当かを県民が判断するため、成果を県民に還元するために詳細な報告が必要。 ○ 最低限の項目が入った様式を定め、写真や名刺をつけたらい。 ○ 県民に説明できるよう、成果の詳細が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動記録簿に「いつ、誰と」も「場所」も出ている。情報源を明らかにすることで、政務活動が制限される場合もある。 ○ 「いつ、どういう用務、相手」は必ず書いている。 飛行機の搭乗券や高速道路の領収書で、調査に行つたことは証明できるので十分。 公開時に個人名を消せば、現行どおりでよい。 ○ 枠にはまった詳細な報告書の作成が求められた場合、報告書の作成自体が仕事となって、自由な発想による調査の妨げになりかねないと感じる。 	現行どおり
⑨報告の充実 ・添付書類の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 添付書類の充実は、不適切支出防止のために必要。 ○ 調査先を証明する名刺、写真、パンフレット等の添付や支出を裏付ける宿泊確認書や広報誌などの添付が必要。(領収書だけでは、実際に調査したか、泊まったかどうかは証明できない。) ○ 搭乗券、宿泊証明書やパンフレットなど可能なものは添付したら良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務付けは難しい。可能な限り名刺等を添付し、面談者を示すということは、今もやっていることなので、今までどおりでよいのではないか。 ○ 最後のよりどころが領収書であり、領収書にさらに添付する必要はないのではないか。 ○ 県民に対する公正性の証明のため、最大限取れるものは取るということでおよいのではないか。 	現行どおり
⑩宿泊費 ・定額支給から実費支給への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費支給とする。 ○ 実費又はパック料金とする。 ○ 定額は本県以外では2県のみ。世論の見方も考慮した検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定額のままというのは難しい。実費制へ。 【関連意見】 ○ 海外については、安全面や季節的な割高料金などを考慮して、上限額は設けない方がよい。 ○ 上限額を定めたうえで、状況に応じて特例的な扱いができるように規定整備して運用すればよいのではないか。 ○ 実態に即して支出ができるような形が望ましい。 	宿泊費は実費支給へ見直し。 上限額の扱いは、他の国会議員の特別補助の扱いも参考。 27年度実施に向けて議連で別途協議
⑪宿所への充当 ・高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への充当を可とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東西に長いという地理的の要件や政治経済等が高知市に一極集中しているという県の実態から、活動の中心となる高知市に、高知市以外の選挙区の議員が政務活動の拠点として設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。 ○ 議員宿舎を新設することが財政的に難しい中で、事務所費と同様の考え方で、宿所に政務活動費を充当できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔地議員の往復に伴う時間的、体力的な負担や資料の持ち運び等の負担軽減につなげる措置も必要。 ○ 高知県の議員であり、高知市に事務所を持つてもおかしくはない。宿所に事務所費的に政務活動費を充当してもよいのではないか。 ○ 周辺部の議員と高知市近辺の議員との間の時間的なハンディを無くして、議員が公平に働けるようにといふことも考えるべき。 	高知市以外の選挙区の議員が、高知市以外に宿所に政務活動費を充当できるようにする
⑫JR等の交通費 ・領収書の提出を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「原則領収書不要で例外あり」の取り扱いを「領収書提出を原則とし、例外あり」に見直し。 ※「例外」は、領収書が取得できない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ※特に意見なし。 	領収書提出を原則とし、例外があり、原則で見直し
⑬条例の改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計帳簿を提出書類に位置付け。 ○ ホームページでの公開を条例に規定追加。 (議会の主体的取り組みを条例上で明示) ○ ホームページでの公開は平成26年度分から。 ○ 宿所を別表の事務所費の項に付記。 	<ul style="list-style-type: none"> ※特に意見なし 	提案内容により条例を改正

政務活動費の運用のあり方に関する検討会
決定事項（第3回、第4回会議）

1 宿泊料

(1) 見直し内容

「定額支給」を「領収書に基づく実費支給」へ

(2) 実施時期

平成27年度分から

2 高知市に設置した「宿所」の経費への政務活動費の充当

(1) 見直し内容

高知市以外の選挙区の議員が、高知市に設けた「宿所」に係る経費への政務活動費の充当を可能とする。

(詳細は別添の「説明資料1-①」)

(2) 実施時期

平成27年度分から

3 JR等の交通費の領収書

(1) 見直し内容

JR、私鉄、バス、地下鉄等について、

「原則領収書不要」から

「領収書提出を原則（領収書が取得できない場合を除く。）」へ

(2) 実施時期

平成27年度分から

4 条例の整備

○会計帳簿の提出義務付け

○ホームページでの公開を条例上に規定

○「宿所」を別表の事務所費に付記

(詳細は別添の「説明資料1-②」)

高知市に設置した宿所の経費への政務活動費の充当

高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた「宿所」に係る経費に、政務活動費を充当可能とする。

(趣旨) 東西に長いという地理的条件と政治経済の中心が高知市に一極集中するため、政務活動の必要性から高知市に宿所を設けることによる、地元の事務所経費等との二重の経費負担を緩和する。

(1) 宿所の要件

- (ア) 高知市以外の選挙区の議員が高知市内に設けた宿所
- (イ) 現に政務活動の拠点として継続的に使用していることが明らかであること
 - ・政務活動用の資料や事務用品、OA機器等を常時置いている
 - ・政務活動のために宿泊する
 - ・政務活動調査を高知市近辺で行うときの拠点とする 等
- (ウ) 日常的な生活の場としての利用がないこと（居住実態がないこと）

(2) 宿所の位置付け

位置付けの根拠 会議規則第3条による

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。
これを変更したときも、また同様とする。

2 対象とする経費及び按分率

(1) 対象経費

- ・現行の「事務所費」で認める経費と同じ = 「賃借料」、「光熱水費」

(2) 経費の按分

按分率は、「事務所費」に適用される按分率と同様の考え方による。

ア 按分率の基本的考え方 = 使用実績による。

$$\text{基本的な按分率} = \frac{\text{政務活動 (A \%)} }{\text{政務活動(A \%)+その他議員活動等(B \%)} }$$

イ 使用実績で按分することができない場合の按分率

事務所費と同様に 1／2を上限とする。

※ 政党活動等と併用することが考えられる場合の上限は1／4とする。

※ 利用実態は個々の議員や時期によって異なることから、議員の責任において、それぞれの判断で按分率を設定する必要がある。

(参考)

使用実態で按分することができない場合の事務所費充当限度額

所有形態		使用形態	賃借料	光熱費	上下水道代
事務所	第三者所有	政務活動+後援会活動	1/2	1/2	1/2
		政務活動+後援会活動+政党活動	1/3	1/3	1/3
	(自宅兼用)	政務活動+後援会活動	1/4	1/4	—
		政務活動+後援会活動+政党活動	1/6	1/6	—
	自己所有	政務活動+後援会活動	—	1/2	1/2
		政務活動+後援会活動+政党活動	—	1/3	1/3
	自己所有 (自宅兼用)	政務活動+後援会活動	—	1/4	—
		政務活動+後援会活動+政党活動	—	1/6	—
宿所	第三者所有	政務活動	1/2	1/2	1/2
		政務活動+政党活動	1/4	1/4	1/4
	自己所有	政務活動	—	1/2	1/2
		政務活動+政党活動	—	1/4	1/4

現行の事務所費の表に「宿所」を追加

政務活動費の交付に関する条例の改正イメージ

1 会計帳簿を提出書類に位置付け

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、議長が定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2~3 略

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 政務活動費の支出に係る会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し
- (2) 主要な政務活動の内容を記載した書類

2 収支報告書等のホームページでの公表

(収支報告書等の保存及び公表)

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書等の保存期間は、5年間とする。

- 2 議長は、前項の規定により保存されている収支報告書等(当該収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第6条第1項各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。)を高知県議会のホームページにより公表するものとする。
- 3 議長は、前項の規定によるほか、請求があったときは、第1項の規定により保存されている収支報告書等を閲覧に供するものとする。

3 別表への「宿所」の追加

別表第2

経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
略	略
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所(及び宿所)の設置及び管理に要する経費
略	略

4 附 則

- (1) 施行期日 条例の成立後速やかに施行(公布日施行)
- (2) 経過措置 ホームページによる公表等の対象は、平成26年度分以降の政務活動費「宿所」の規定は、平成27年度分の政務活動費から適用。